

大阪市不動産評価審議会規則

制 定 昭和32年 6 月 6 日 規則第41号
最近改正 平成25年 3 月29日 規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市不動産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 審議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 委員長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(関係者の出席)

第7条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、契約管財局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和32年6月10日から施行する。

附 則（昭和33年8月28日規則第64号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年7月25日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年7月21日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月1日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月11日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第44号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第70号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。